

未成年の渡航同意書に関する条件のある国

1. 未成年の方が単独または片方の親と共に無査証で渡航する場合、渡航時に英文同意書の携行に関する条件がある国の一覧です。査証が必要な場合や日本国籍以外の方は条件が異なる場合があります。

当該措置は、各國が親権訴訟中に発生する片方の親による子どもの奪取増加や国際的な子の連れ去り等に対処するために設けられているものです。

2. 下記は各大使館等の情報に基づき作成しております。予告なく変更される場合がありますのでご了承下さい。

同意書を提出するかどうかはお客様ご自身でご判断いただくようお願いいたします。

同意書は入国審査時に審査官の求めに応じて提示するもので、**入国審査官によっては提示を求めない場合もあります。**入国審査および入国可否の決定は、審査官の判断に基づいて行われます。

空港でチェックインの際に、必要書類の所持を確認される場合があります。航空会社により条件が異なる場合がありますので、ご利用の航空会社に確認されることをおすすめします。

3. 未成年の対象年齢や必要書類、作成方法は国やお客様の事情により異なります。

4. ヨーロッパなど複数国を周遊する場合は、入国審査を受ける国の条件をご確認下さい。

特にシengen協定加盟国を訪問する場合、最初に訪問する加盟国で入国審査を受けます。加盟国間の移動は同一国内の移動と考えられ、入国審査はありません。

5. 代行可能な認証取得や書類提出を当社にご依頼いただいた場合は、実費の他に当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

6. 同意書の作成・認証を大使館に依頼する場合や関係機関での認証手続きには、手続きに時間がかかる場合がありますので、同意書を携行する場合は十分な余裕を持ってご準備下さい。

(注)外務省証明とは:外務省が「公文書」および「公証役場において公証人の認証を受けた私文書」に対して行う証明(公印確認・アボスティーユ)。外務省領事局領事サービスセンター(証明班)にて手続します。詳細は外務省ホームページでご確認下さい。

◎外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shomei/>

2025/8/5現在

| 国名 | 対象年齢 | 同意書要否 | | 同意書の様式 | 戸籍謄本・各種認証 要否 | | | | 大使館情報／書類作成方法 | | | |
|----------------------|--|----------------|---|----------------------|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|--|--|--|--|
| | | 単独渡航 | 片方の親同伴 | | 戸籍謄本(翻訳要) | 大使館認証 | 公証人認証 | 外務省証明(注) | | | | |
| アメリカ(ハワイ、グアム、サイパン含む) | 別紙(米国(アメリカ・ハワイ・グアム・北マリアナ諸島)未成年の渡航同意書について)をご確認ください。 | | | | | | | | | | | |
| カナダ | 別紙(カナダ 未成年者渡航時の渡航同意書および必要書類について)をご確認ください。 | | | | | | | | | | | |
| アイスランド | 18歳未満 | ○ | ○ | 自由(英語) | × | × | × | × | 両親または同行しない親からの渡航同意書(様式自由・英語)が必要です。 | | | |
| アラブ首長国連邦 | ※詳細参照 | | | | | | | | | | | |
| イギリス | 18歳未満 | △ | △ | 自由(英語) | × | × | × | × | 18歳未満の方が無査証で片方の親同伴または単独渡航する場合、渡航しない親からの渡航同意書の提示を求められる場合があります。 ■同意書の記載内容(英語・様式自由) 1. 未成年の滞在先・滞在予定期日 2. 両親の連絡先(名前・住所・電話番号) 3. 同行者あるいは受入先の情報(名前・生年月日・滞在先住所・渡航する未成年との関係を記載。修学旅行の場合は教師の情報等、単独渡航の場合は受入先等) 4. 3で記載した同行者と一緒に渡航することに同意する旨(単独渡航の場合は3で記載した受入先に滞在することに同意する旨) 5. 同行しない親のサイン ※死別や離婚等で片方の親しかサインができない場合、サインができない親のサイン欄に、サインができない理由を記入する。 例:死別(dead, late)、離婚(divorced)等 6. サインした日付 | | | |
| イタリア | イタリア国籍以外の18歳未満。 ※詳細参照 | △ | △ | 指定 | △ ※場合により要。詳 細参照。 | △ ※詳細参 照。 | △ ※詳細参 照。 | ○ ※詳細参 照。 | イタリア国籍以外の外国籍(日本国籍を含む) 18歳未満の未成年者が単独または片方の親と渡航する場合、渡航同意書の持参は原則不要ですが、 大使館では親権訴訟中に発生する片方の親による子供の奪取や、国際的な子の連れ去り等を防ぐ等、未成年保護の観点から、 渡航同意書(指定フォーム、公証役場での認証・アボスティーユ推奨)と親の旅券コピー(親のサイン証明のため)の持参を推奨しています。 ◎同意書指定フォームについて以下のURLよりダウンロード可。 https://ambtokyo.esteri.it/it/servizi-consolari-e-visti/servizi-per-il-cittadino-straniero/visti/document-checklists/?%2F ※申請用紙 / FORMS → 未成年渡航同意書 | | | |
| オーストリア | 18歳未満 | △ | △ | 自由(英語) または独語 | △ | × | × | × | 大使館では「18歳までの未成年者が渡航する場合、未成年の渡航同意書と親のパスポートコピー、戸籍謄本のコピー及び英訳の提示を求められる場合があるため、持参が望ましい」と案内しています。 親の姓が異なる場合は、両親の結婚証明書及び英訳を持参することをお勧めします。 ◎同意書の見本について以下のURLよりダウンロード可。 https://www.bmeia.gv.at/reise-services/reiseinformation/land/japan/ ※Einreise & Ausreise→Minderjährige→ÖAMTC→Downloads("Vollmacht für allein reisende Kinder (English)"他) | | | |
| オランダ | 17歳未満 | △ ※詳細参 照 | △ ※詳細参 照 | 指定(英語) | △ ※場合により要。詳 細参照。 | × | × | × | 大使館では「18歳未満の未成年者が渡航する場合、親からの渡航同意書(様式指定・英語)と、親のパスポートコピー、戸籍謄本(英訳)の提示を求められる場合があるため、持参が望ましい」と案内しています。 両親が旅券を持っていない場合や、離別・死亡等でサインができない場合は、両親(親権者)の同意書と一緒に戸籍謄本(英訳し、翻訳者のサインを記入)を持参する。 ※同意書の提示はランダムに求められており、提示を求められない場合もある。 ◎同意書の指定フォーム 以下のURLよりダウンロード可。 https://www.government.nl/documents/forms/2016/06/17/consent-letter-for-minors-travelling-abroad (注)未成年の渡航については、現地入国管理局が管轄している。 参照:オランダ入国管理局ホームページ https://ind.nl/en | | | |
| ギリシャ | 18歳未満 | △ | △ | 自由(英語) | × | × | × | × | 18歳未満の方が渡航する場合、両親または同行しない親の署名した英文同意書と親の旅券コピー、戸籍謄本(英訳付)の持参が望ましいです。 | | | |
| スイス | 18歳未満 | △ | △ | 自由(英語) | - | - | - | - | 「18歳未満の未成年の方が、単独、片方の親、姓の異なる片方の親、または親以外の成人同伴で渡航する場合、親からの同意書の持参が望ましい(形式自由)」と案内しています。 ※渡航同意書に親権者の個人情報と電話番号及び渡航日、目的地、渡航期間、渡航理由の情報を記載することを推奨しています。 | | | |
| スペイン | 18歳未満 | △ ※詳細参 照 | <u>公証役場での作成 指定</u> <u>大使館での作成 指定</u> | | × | × | ○ | ○ | 18歳未満の方が、渡航する場合は、両親(親権者)からの渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。 渡航について説明ができるよう備えて下さい。同意書は公証役場で作成します。 ※同意書の提示は、入出国時に係官の判断により求められる場合があります。 ■手続方法 1. 公証役場で作成する場合(有料) <1>両親の渡航同意書(指定フォーム)<A>を記入する(サイン以外の部分のみ)。 <2>両親の渡航同意書<A>の記入上の注意 a. 「旅行日程」はスペインの滞在期間を記入します。 b. 「スペインに滞在中の未成年者の責任者名」と「責任者の身分証明書番号」は、片方の親同伴の場合、記入不要です。 観光目的の場合、ランドオペレーター(現地の旅行手配会社)などを記入します。 <2>同行しない親が公証役場に出向き、公証人の面前でサインをし、公証人の認証を受けます。 <3>地方法務局に出向き、公証人が認証した渡航同意書に法務局長の認証を受けます。 <4>外務省でアボスティーユ認証を受けます。 (注)公証役場によって、公証人・法務局長の認証およびアボスティーユ認証を受けられます。 詳細は、最寄りの公証役場にお問合せ下さい。 2. 大使館で作成する場合(有料) <1>公正証書・作成用データ記入用紙(指定フォーム)、未成年者と親のパスポートのコピー1、戸籍謄本オリジナル、コピー1を大使館へ提出します。 ※親のパスポートがない場合、パスポート、法定代理人の身分証明書コピー(片方の親同伴の場合は不要)を作成する。 戸籍謄本は外務省のアボスティーユ認証を取り付ける。 ※留学目的の場合、入学許可書オリジナルおよびコピー1が必要。 ◎公正証書・作成用データ記入用紙の記入上の注意 a. 「スペインで所属する学校名・施設名」は留学目的の場合のみ記入します。 その他の目的の場合、記入不要です。 b. 「スペインにおける法定代理人」は片方の親同伴の場合、記入不要です。 観光目的の場合、ランドオペレーター(現地の旅行手配会社)などを記入します。 <2>大使館が同意書を作成します(数日かかる)。 <3>大使館より連絡が入ったら予約を取り、同行しない親が大使館へ出頭し、領事の面前で署名します。 同意書はその場で受取ります。 | | | |
| デンマーク | 18歳未満 | △ | △ | 自由(英語) | × | × | × | × | 大使館では入国時のトラブルを避けるため、「18歳未満の方が、片方の親同伴または単独で渡航する場合、場合により説明または親の同意の確認を求められることがあります、同行しない親からの英文同意書の持参が望ましい(形式自由)。」と案内しています。 | | | |
| ドイツ | 18歳未満 | ※詳細参 照 | ※詳細参 照 | 同意書 記入例 | × | × | × | × | 大使館では、18歳未満の未成年の方が、単独または片方の親のみ同伴、もしくは親権者以外の方同伴で渡航する場合、親権者の「同意書(独・日)」と「親権者の旅券または身分証明書のコピー」の携行を推奨すると案内しています。 大使館ホームページより、同意書の様式、記入例のダウンロードが可能です。 ◎ドイツ大使館案内ページ https://japan.diplo.de/ja/ja/service/-/1032284?openAccordionId=item-1032288-1-panel →「未成年がドイツで渡航します。何か手続きは必要ですか?」の項参照。 | | | |
| ノルウェー | 18歳未満 | △ | △ | 自由(英語) | × | × | × | × | 大使館では入国時のトラブルを避けるため、「18歳未満の方が単独または片方の親同伴で渡航する場合、場合により親の同意書の確認を求められることがあります、同行しない親からの英文同意書の持参が望ましい(形式自由)。」と案内しています。 | | | |
| ハンガリー | 18歳未満 | △ | △ | 自由(英語) | ○ | × | × | × | 大使館では「18歳未満の未成年の方が渡航する場合、入出国時に同意書(英文・形式自由)と同意書にサインした親のパスポートコピーの提示を求められる場合がある」と案内しています。 | | | |
| フィリピン | 15歳未満 | ○ | × | 大使館/領事館に ご確認ください。 | △ ※場合により要。 | ○ | × | × | フィリピン国籍以外の15歳未満の方が、単独または親以外の保護者と一緒に渡航する場合は、WEG(Waiver of Exclusion Ground)の申請が必要です。 入国情に現金の支払いが必要。料金はその都度確認する。 必要書類は、その都度大使館へ確認して下さい。 ◎フィリピン共和国大使館ホームページ https://tokyo.philembassy.net/la/consular-section/services/notarial-services/waiver-of-exclusion-ground-weg/#nav-cat | | | |

| | | | | | | | | | |
|--------|-------|--------|---|------------------------|--------------------|--------|--------|--------|---|
| フィンランド | 18歳未満 | ○ | ○ | 自由(英語) | × | × | × | × | 大使館では入国時のトラブルを避けるため、「18歳未満の方が姓が異なる片方の親、親以外の成人同伴または単独渡航をする場合、親からの渡航同意書(形式自由)の持参が望ましい」と案内しています。 ※同意書の提示は入国時にランダムに求められており、提示を求められない場合もあります。 |
| フランス | 18歳未満 | △ | △ | - | - | - | - | - | 大使館では入国時のトラブルを避けるため「18歳未満の方が単独または片方の親同伴で渡航する場合、親権者のパスポートコピーと両親または同行しない親からの渡航同意書の持参望ましい(形式自由)。」と案内しています。 |
| ベトナム | 14歳未満 | 単独渡航不可 | × | 自由(英語) | × | ○ | ○ | ○ | 14歳未満の未成年者が、保護者から委任を受けた同伴者と渡航する場合、保護者(父または母どちらか)からの同意書(様式自由)の持参が必要です。単独渡航は不可。同意書には公証人・法務局長・外務省の認証を受けた後、大使館にて認証を受ける必要があります。 (注)公証役場によって、公証人・法務局長・外務省の認証を一括で受けることが可能です。手続きを行う各公証役場にその都度ご確認下さい。(東京・神奈川・大阪の公証役場は一括認証対応可能) |
| ベルギー | 18歳未満 | ○ | ○ | 自由(英語) | △ ※場合により要。詳細参照。 | × | ○ | ○ | 18歳未満の方が渡航する場合、両親からの英文同意書の持参が必要です。同意書の提示は入国または出国時、また滞在中にてもランダムに求められます。 ■作成方法 1. 渡航同意書(様式自由・英語)を作成します。この時点ではサインの記入は不要です。 2. 一緒に渡航しない親が公証役場へ出頭し、その場でサインをし、認証を受けます。 その後、地方法務局・法務局長認証、外務省・アボスティーユ認証) ※離別や死亡等で両親がサインできない場合、親(親権者)の同意書の他に、 戸籍謄本が必要です(親権者が明記してあること)。 戸籍謄本はオリジナルに外務省アボスティーユ証明を受け、その後翻訳が必要です。 さらに翻訳には、翻訳者自身が公証役場に出向き、翻訳者のサイン認証、 法務局長及び外務省のアボスティーユ証明を受ける必要があります。 ※公証役場によっては、公証・法務局長の認証及び外務省アボスティーユ証明をまとめて受けられます。 詳細は最寄りの公証役場にお問い合わせ下さい。 |
| ポルトガル | 18歳未満 | △ | △ | 大使館に確認 | その都度確認 | その都度確認 | その都度確認 | その都度確認 | 18歳未満の方が単独または親以外の方と渡航する場合、親の渡航同意書の持参が推奨されています。詳細は大使館に確認してください。 |